

2. 各出張所等 別

<大樹出張所 管内>

大樹出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	66
【Ⅱ 道路施設編】	70
1. 道路の維持管理実施計画	
(1) 道路管理一覧	71
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	72
(3) 路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	74
【Ⅲ 河川施設編】	76
1. 河川の維持管理実施計画	
(1) 道管理河川一覧	77
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	78
(3) 治水系パトロール実施区間図他	82
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	84
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画	
(1) 砂防関係施設一覧	85
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	86
【Ⅴ 海岸編】	88
1. 海岸の維持管理実施計画	
(1) 海岸施設一覧(河川局海岸)	89
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	90
【Ⅵ 資料編】	93
1. 管内関係機関	94
2. 水防等資材保管一覧表	95

I はじめに

【はじめに】

(1)管内の概況

当出張所管内は、北海道の南東部に位置し、西に日高山脈（日高山脈襟裳国定公園）、東に太平洋、北に十勝平野が続き、とちち帯広空港からも近く、「農業王国十勝」の物流を支える海の玄関口の重要港湾十勝港があります。

管内は、広尾町、大樹町、更別村、旧忠類地区（H18 幕別町に合併）の2町1村1地区で構成され、総面積は約 1,726.59km²（広尾町 596.48km²、大樹町 815.67km²、更別村 176.9km²、旧忠類地区 137.54km²「国土地理院ホームページ全国都道府県市町村別面積調:令和5年10月1日現在」）で、十勝管内の15.9%、東京都の8割の面積を有しています。

管内の総人口は、14,826人（広尾町 N=6,229人、大樹町 N=5,439人、更別村 N=3,158人 住民基本台帳 令和5年1月1日現在）で前年より連続し減少傾向にあります。

気候は、太平洋沿岸のため寒暖の差が著しく、夏は冷涼な気候で、比較的降水量の少ない十勝管内の中では多く、年平均降雨量は大樹で 1,146mm、広尾で 1709.2mm を観測しています。（気象庁 HP 1991～2020 30年間平均値）

産業は、第1次産業が主体で沿岸部ではサケ、ツブ、シシャモ等の漁業、内陸部では酪農や馬鈴薯、甜菜、小麦、小豆等の畑作が基幹産業であり、大樹町では農業戸数の8割が畜産に従事しています。

大樹出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路管理延長が 19 路線 215.3Km、河川管理延長が 8 水系 19 河川 198.1Km、砂防指定地が 30 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 4 箇所、海岸管理延長が 2 海岸 36.0Km となっています。

(2)所管区域

大樹町・広尾町・幕別町(旧忠類村の区域)・更別村

○砂防・急傾斜

砂防指定地		急傾斜地崩壊危険区域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
30	521.15	4	6.1

○海岸

海岸名	管理延長km
大樹海岸	
大樹(生花地区)海岸	2.8
大樹(晩成地区)海岸	4.9
大樹(浜大樹地区)海岸	3.1
大樹(芽武地区)海岸	1.1
大樹(旭浜地区)海岸)	2.5
計	14.4
広尾海岸	
広尾(小紋別地区)海岸	1.4
広尾(紋別地区)海岸	1.8
広尾(紋別16線地区)海岸	0.8
広尾(野塚地区)海岸	3.2
広尾(フンベ地区)海岸	1.3
広尾(美幌地区)海岸	1.5
広尾(オナオベツ地区)海岸	2.3
広尾(オリコマナイ地区)海岸	1.1
広尾(モエケシ地区)海岸	1.4
広尾(ルベシベツ地区)海岸	2.0
広尾(タンネソ地区)海岸	4.8
計	21.6
合計	36.0

※管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

Ⅱ 道路施設編

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 大樹出張所管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
		橋梁塗装	部分的な“われ”や“はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
予防管理型、 対症管理型	施設補修 (道路附属物 (小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性が有る場合に、路面状況に応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
	施設補修 (作工物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施。			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替えます。また、その他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			

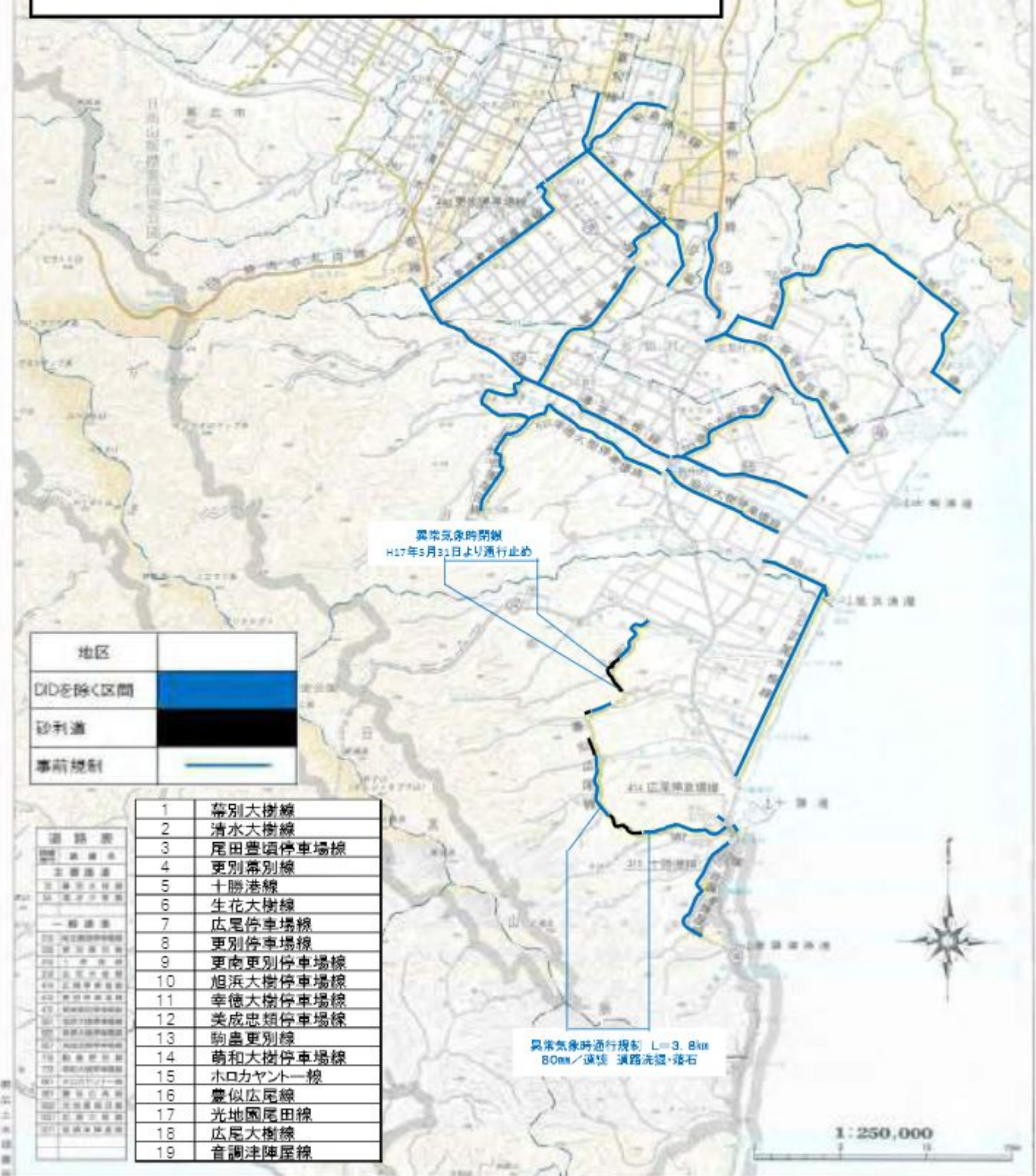
【 道 路 】

管理区分	区 分	内 容	維持管理水準	R6年度（2024年度）実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示	
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	○道路パトロール（通常）等結果を 基に、必要箇所を実施。	通学路を除く郊外地において、 地元協議により観光に資する道 路として特に重要な区間を、市 街地並の管理を行う		草刈図	
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車 面の通行に支障が生じる場合に除去	○道路パトロール（通常）等結果を 基に、必要箇所を実施。				
	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿 道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	○道路パトロール（通常）等結果を 基に、必要箇所を実施。		路面状況により ＝散水車+路面 清掃車又は散水 車（路面清掃 車）	路面清掃図	
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が 生じた場合に実施します。 その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場 合等にも、清掃を実施	○道路パトロール（通常）等結果を 基に、必要箇所を実施。				
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃 を実施	○道路パトロール（通常）等結果を 基に、必要箇所を実施。				
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくくならないよう、また歩行者や車面 の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し 剪定を実施	○道路パトロール（通常）等結果を 基に、必要箇所を実施。				
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木 は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実 施	○積雪時期迄に対象木をムシロ・縄 等で囲う。				
	必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	○路面清掃車、草刈り機械などの修 理			
車庫等整備			管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	○管内の車庫等の雨漏り補修他				
道路付属施設等経費			照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話 料金、通信料金等	○照明の節電対象路線拡大を検討				
施設維持 (道路付属)		道路付属施設の 保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や 欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と 機器の補修を実施	○委託業務により保守点検を実施				

十勝総合振興局 帯広建設管理部

大樹出張所管内図

路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図



地区	
DDを跨ぐ区間	
砂利道	
事前規制	

- | | |
|----|----------|
| 1 | 幕別大樹線 |
| 2 | 清水大樹線 |
| 3 | 尾田豊頃停車場線 |
| 4 | 更別幕別線 |
| 5 | 十勝港線 |
| 6 | 生花大樹線 |
| 7 | 広尾停車場線 |
| 8 | 更別停車場線 |
| 9 | 更南更別停車場線 |
| 10 | 旭浜大樹停車場線 |
| 11 | 幸徳大樹停車場線 |
| 12 | 美成忠類停車場線 |
| 13 | 駒島更別線 |
| 14 | 萌和大樹停車場線 |
| 15 | ホロカヤント一線 |
| 16 | 豊似広尾線 |
| 17 | 光地園尾田線 |
| 18 | 広尾大樹線 |
| 19 | 音調津陣屋線 |

異常気象時通行規制 L=3.8km
80km/時 凍結 凍路 洗雪・凍石

1:250,000



Ⅲ 河川施設編

1. 河川の維持管理実施計画

(1) 道管理河川一覧(大樹出張所管内)

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	十勝川	猿別川	更別村	12.0
		サラベツ川	更別村	16.2
		サッチャルベツ川	更別村	17.5
		イタラタラキ川	更別村	4.0
	計	1水系4河川		49.7
2	生花苗川	生花苗川	大樹町	13.1
		キモントウ川	大樹町	0.9
		一の沢川	大樹町	0.5
	当緑川	当緑川	大樹町・幕別町	19.0
		忠類幌内川	幕別町	0.4
	歴舟川	歴舟川	大樹町	24.6
		振別川	大樹町	11.7
		東川	大樹町	0.3
		歴舟中の川	大樹町	1.0
		ヌビナイ川	大樹町	6.0
	紋別川	紋別川	大樹町・広尾町	18.0
	豊似川	豊似川	広尾町	32.0
	楽古川	楽古川	広尾町	7.6
	広尾川	広尾川	広尾町	0.3
		西広尾川	広尾町	13.0
	計	7水系15河川		148.4
	合計			198.1

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 大樹出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度(2024年度)対象となる樋門の定期点検を実施すると共に、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○簡易な保守点検は市町村が実施(操作点検委託)		
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確認	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施			
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を敷設路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じて市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasanka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.html	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じて市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasanka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.html	
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じて市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasanka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.html	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じて市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasanka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.html	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は必要に応じて市町村等と連携して実施		
		構築設置	老朽化、高倉、損傷により構築の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより構築の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は必要に応じて市町村等と連携して実施		

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡回などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去 	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施		
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡回などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる 	○要注意河川として、紋別川(広尾町)を監視		
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	<ul style="list-style-type: none"> ○冬期間パトロールによる巡回などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去 			「北海道の融雪災害対策」参照 要注意河川明示(パトロール図)
		流木除去	河道内や樋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生のある場合に、除去	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡回などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生のある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去 	○出水後に関係機関による現地調査実施		
河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や農産物に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡回などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討 				
	再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡回などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管 				
	その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、観水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡回などにより河川区域や観水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や観水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○観水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用施設安全点検結果公表中 ○不法投棄防止対策連絡協議会において広尾町地区の不法投棄パトロールを実施 			

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用通路の草刈りを年1回出水期前に実施		<p>○洪水による災害の発生防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収集して処理</p> <p>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p> <p>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施</p>		市民団体協働の川づくり事業 R5年度(2023年度)実施河川 ・サツチャルベツ川	除草区間明示
	上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないよう、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施					
	周辺環境	病害虫発生抑制、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施		○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生抑制など、必要に応じて草刈りを実施			
環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低々水路の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
	魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
	魚巢護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
	環境施設の機能保持	親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去			
その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保		<p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施</p> <p>○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施</p> <p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施</p>			

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検を業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○「川の防災情報」で閲覧不可能な場合は、FAXによる通報を実施する			
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○運営管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理			該当施設なし	
		排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○運営管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理			該当施設なし	
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する		水防等資材保管一覧表(別添資料)	
	樋門(管)操作委託料			出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約			
			定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めて目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7～10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を建設管理部から支給 ○定期点検の記録表は翌月5日までに提出			
			臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる			

十勝総合振興局 帯広建設管理部

河川除草区間図

大樹出張所管内図



凡例		
頻度	1年に1回	—
	植生の繁茂状態により必要に応じて実施	—
	ダム	■
	管理区間	↔

道路番号	河川番号	港番号
101 国道10号	101 十勝川	101 十勝川
102 国道10号	102 十勝川	102 十勝川
103 国道10号	103 十勝川	103 十勝川
104 国道10号	104 十勝川	104 十勝川
105 国道10号	105 十勝川	105 十勝川
106 国道10号	106 十勝川	106 十勝川
107 国道10号	107 十勝川	107 十勝川
108 国道10号	108 十勝川	108 十勝川
109 国道10号	109 十勝川	109 十勝川
110 国道10号	110 十勝川	110 十勝川
111 国道10号	111 十勝川	111 十勝川
112 国道10号	112 十勝川	112 十勝川
113 国道10号	113 十勝川	113 十勝川
114 国道10号	114 十勝川	114 十勝川
115 国道10号	115 十勝川	115 十勝川
116 国道10号	116 十勝川	116 十勝川
117 国道10号	117 十勝川	117 十勝川
118 国道10号	118 十勝川	118 十勝川
119 国道10号	119 十勝川	119 十勝川
120 国道10号	120 十勝川	120 十勝川



1:250,000

十勝総合振興局 帯広建設管理部

パトロール図

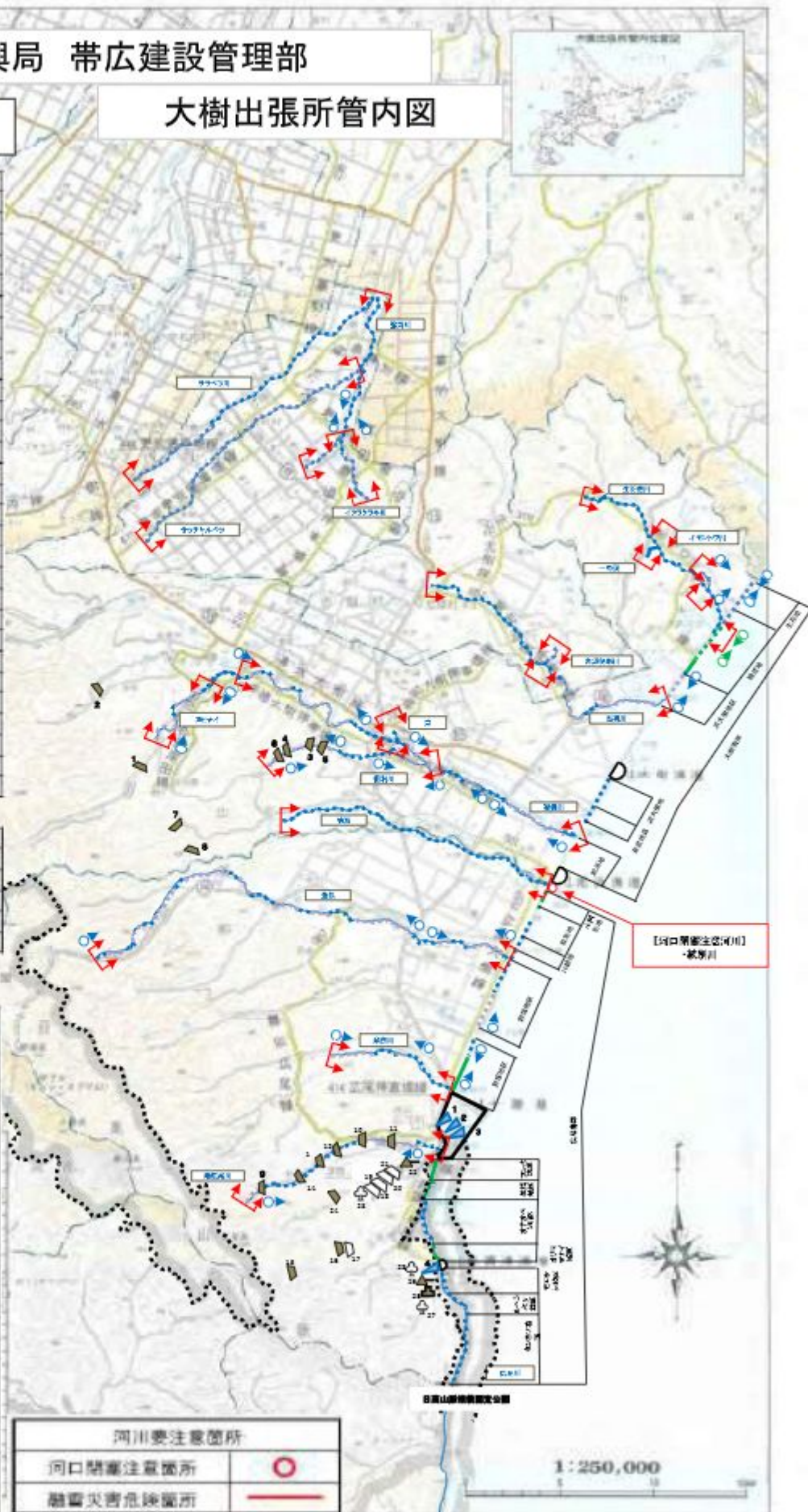
大樹出張所管内図



【砂防施設】		
番号	河川名・施設名	市町村名
1	スビナイ川	大樹町
2	鹿舟中の川	大樹町
3	養別川	大樹町
4	森別川	大樹町
5	養別川	大樹町
6	養別川	大樹町
7	拉別川	大樹町
8	天の沢	大樹町
9	西広尾川	広尾町
10	西広尾川	広尾町
11	西広尾川	広尾町
12	西広尾川	広尾町
13	西広尾川	広尾町
14	西広尾川	広尾町
15	東広尾川	広尾町
16	東広尾川	広尾町
17	東広尾川	広尾町
18	東広尾川	広尾町
19	東広尾川	広尾町
20	東広尾川	広尾町
21	東広尾川	広尾町
22	東広尾川	広尾町
23	東広尾川	広尾町
24	中広尾川	広尾町
25	音読津川	広尾町
26	音読津川	広尾町
27	音読津川	広尾町
28	コイカクシエオシラベ川	広尾町

【急傾斜地崩壊防止施設】		
番号	地区名	市町村名
1	広尾町海岸町	広尾町
2	広尾町入船町	広尾町
3	広尾町二思町	広尾町
4	広尾町音読津	広尾町

凡例		
種 別	週1回パトロール	
	週1回パトロール	
	月1回パトロール	
	年1回パトロール	
	必要に応じてパトロール	
管 理 区 間	管理区間	
	車上からの目視による確認区間	
	砂防えん堤工 床面工	
	渓流保全工	
	急傾斜地崩壊防止施設	
	流木捕捉工	
	山腹工	
	河川要注意箇所	
	河口閉塞注意箇所	
	融雪災害危険箇所	



【河口閉塞注意箇所】
- 養別川



1 : 250,000

IV 砂防・地すべり・急傾斜編

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1) 砂防関係施設一覧

砂防設備

番号	水系名	溪流名	工種	施工年度	市町村名	砂防指定地		備考	
						告示年月日	番号		
1	歴舟川	ヌビナイ川	砂防堰堤	S36～S39	大樹町	1	S37.11.13	2830	1号
2	歴舟川	歴舟中の川	砂防堰堤	S42～S44	大樹町	2	S42.6.17	1789	1号
3	歴舟川	振別川	砂防堰堤	S45	大樹町	3	S45.8.19	1284	1号
4	歴舟川	振別川	砂防堰堤	S46	大樹町				2号
5	歴舟川	振別川	溪流保全工	S61～S62	大樹町	4	S61.9.8	1489	流路工
6	歴舟川	振別川	砂防堰堤	S63～H元	大樹町	5	S63.7.21	1600	3号
7	紋別川	紋別川	砂防堰堤	S38～S42	大樹町	6	S39.7.3	1627	1号
8	紋別川	天の沢川	砂防堰堤	S46～S47	大樹町	7	S46.7.7	1129	1号
9	広尾川	西広尾川	砂防堰堤	S53～S58	広尾町	8	S53.6.9	1036	1号
10	広尾川	西広尾川	砂防堰堤	S63～H2	広尾町	9	S63.7.21	1600	2号
11	広尾川	西広尾川	砂防堰堤	H6～H9	広尾町	10	H6.1.20	96	3号
12	広尾川	西広尾川	砂防堰堤	H9～H11	広尾町	11	H9.12.4	2058	4号
13	広尾川	西広尾川	砂防堰堤	H2～H4	広尾町	12	H3.4.11	1025	5号
14	広尾川	西広尾川	砂防堰堤	H4～H5	広尾町	13	H4.11.25	1839	6号
15	広尾川	東広尾川	砂防堰堤	S59～S60	広尾町	14	S59.8.30	1256	1号
16	広尾川	東広尾川	砂防堰堤	S61～S62	広尾町	15	S61.9.8	1489	2号
17	広尾川	東広尾川	床固工	S63～H元	広尾町	16	S63.7.21	1600	1号
18	広尾川	東広尾川	床固工	H2～H4	広尾町				2号
19	広尾川	東広尾川	床固工	H12	広尾町	17	H12.5.10	1271	3号
20	広尾川	東広尾川	床固工	H16～H19	広尾町				4号
21	広尾川	東広尾川	床固工	H12～H13	広尾町				5号
22	広尾川	東広尾川	溪流保全工	H11～H12	広尾町	18	H5.8.4	1659	7号帯工
23	広尾川	東広尾川	流木補足工	H20～H21	広尾町	19	H20.8.26	1004	
24	広尾川	中広尾川	砂防堰堤	H元～H3	広尾町	20	H1.10.6	1690	1号
25	音調津川	音調津川	砂防堰堤	H18～H19	広尾町	21	H14.9.24	831	1号
26	音調津川	音調津川	溪流保全工	H16	広尾町				1号帯工
27	音調津川	音調津川	流木補足工	H20	広尾町				
28	音調津川	コイカクシエオシラベ川	流木補足工	H21～H22	広尾町	22	H20.10.24	1282	
29	音調津川	コイカクシエオシラベ川	砂防堰堤	H22～H23	広尾町				1号
30	音調津川	コイカクシエオシラベ川	溪流保全工	H23	広尾町				1号帯工

急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	市町村名	備考
1	広尾町海岸町	広尾町	
2	広尾町入舟町	広尾町	
3	広尾町二見町	広尾町	
4	広尾町音調津	広尾町	
計	4箇所		

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)年度実施計画」(帯広建設管理部 大樹出張所管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留根工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う			
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う □			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う □			
		転落防止補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う □			
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う □			
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う □			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う			
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に対処	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う			

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状態を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			
		法面除草	人家と接近している箇所では草本類が繁茂し、病虫害発生を抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、葎根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と建設管理部が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報システム保守点検運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

V 海岸編

1. 海岸の維持管理実施計画

(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)

海岸名	市町村名	管理延長(km)	備考
大樹海岸	大樹町		
大樹(生花地区)海岸	大樹町	2.8	
大樹(晩成地区)海岸	大樹町	4.9	
大樹(浜大樹地区)海岸	大樹町	3.1	
大樹(芽武地区)海岸	大樹町	1.1	
大樹(旭浜地区)海岸	大樹町	2.5	
計		14.4	
広尾海岸			
広尾(小紋別地区)海岸	広尾町	1.4	
広尾(紋別地区)海岸	広尾町	1.8	
広尾(紋別16線地区)海岸	広尾町	0.8	
広尾(野塚地区)海岸	広尾町	3.2	
広尾(フンベ地区)海岸	広尾町	1.3	
広尾(美幌地区)海岸	広尾町	1.5	
広尾(オナオベツ地区)海岸	広尾町	2.3	
広尾(オリコマナイ地区)海岸	広尾町	1.1	
広尾(モエケン地区)海岸	広尾町	1.4	
広尾(ルベシベツ地区)海岸	広尾町	2.0	
広尾(タンネソ地区)海岸	広尾町	4.8	
計		21.6	
合計		36.0	

注1. 管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 大樹出張所管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持作業を実施します。

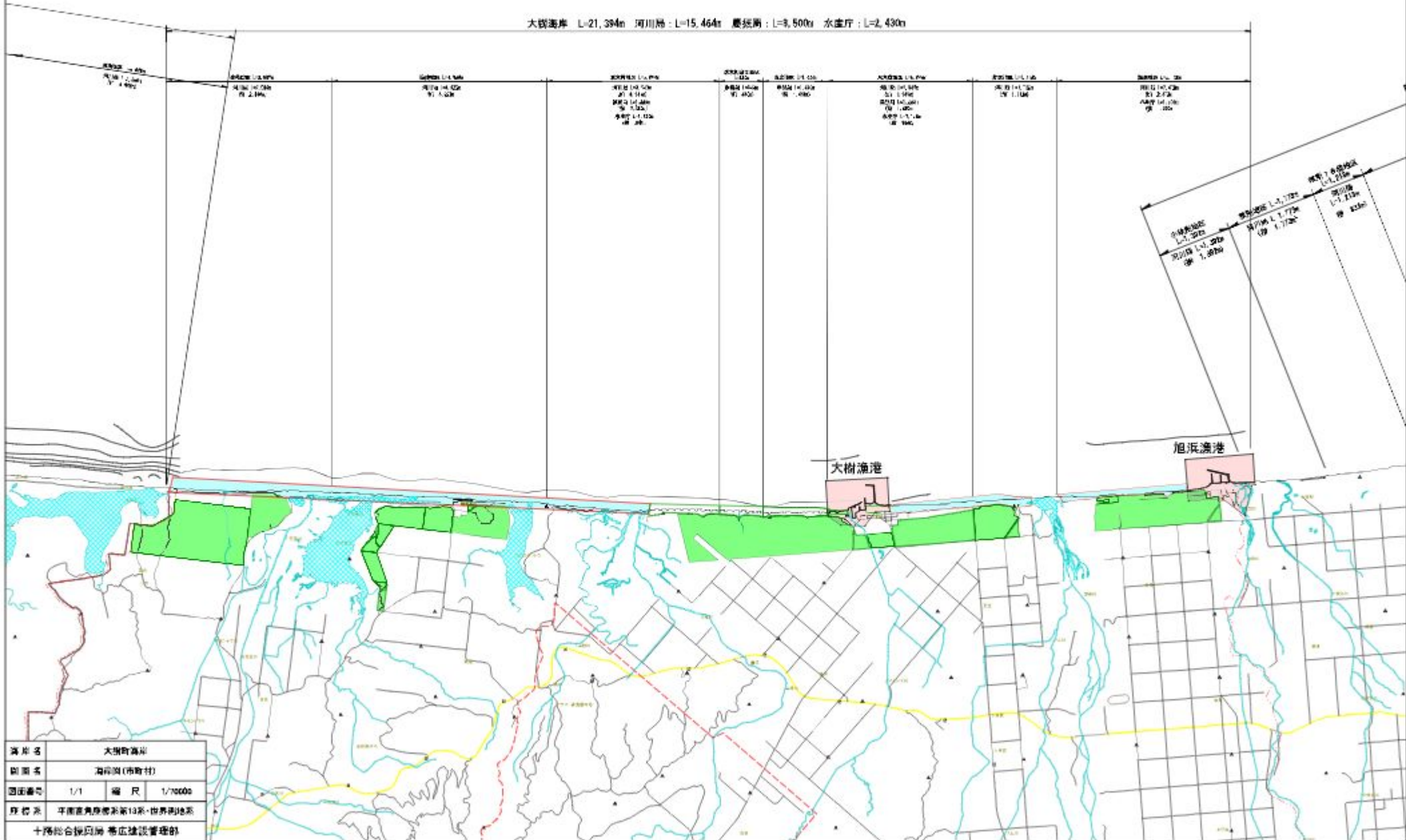
【海岸】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
予防管理型	施設補修	堤防・護岸補修	護岸、堤防の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、計画的に修繕・補修等を実施	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から観水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・大樹海岸(大樹町磯成地区)L=400m ・広尾海岸(広尾町CC2地区)L=460m (磯成は現在災害復旧工事中、CC2は一部立入り禁止措置中)	○安全利用点検 (GW前)	施設位置	
日常管理型	施設機能回復	斜路補修	斜路の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより斜路の状況を把握し、必要に応じて補修				
		天端被覆工補修	地盤の空洞等により落下や不等沈下が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から観水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・大樹海岸(大樹町磯成地区)L=400m ・広尾海岸(広尾町CC2地区)L=460m (磯成は現在災害復旧工事中、CC2は一部立入り禁止措置中)	○安全利用点検 (GW前)		
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から観水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・大樹海岸(大樹町磯成地区)L=400m ・広尾海岸(広尾町CC2地区)L=460m (磯成は現在災害復旧工事中、CC2は一部立入り禁止措置中)	○安全利用点検 (GW前)		
		突堤・離岸堤・消波工等補修	突堤等が倒壊により施設の機能に支障が生じる場合や、斜路に隣接する消波ブロックが漁船の上げ下ろしに支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより突堤・離岸堤・消波工等の状況を把握し、必要に応じて補修				
		遊歩道補修	損傷等により施設の機能に支障が生じ、放置すると転倒事故につながる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより遊歩道の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から観水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・大樹海岸(大樹町磯成地区)L=400m ・広尾海岸(広尾町CC2地区)L=460m (磯成は現在災害復旧工事中、CC2は一部立入り禁止措置中)	○安全利用点検 (GW前)		
		ゲート補修	ゲートが損傷し波浪を防止できない、また、その恐れがある場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などによりゲートの状況を把握し、必要に応じて補修				
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から観水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・大樹海岸(大樹町磯成地区)L=400m ・広尾海岸(広尾町CC2地区)L=460m (磯成は現在災害復旧工事中、CC2は一部立入り禁止措置中)	○安全利用点検 (GW前)		
		階段・手摺補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより階段・手摺の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から観水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・大樹海岸(大樹町磯成地区)L=400m ・広尾海岸(広尾町CC2地区)L=460m (磯成は現在災害復旧工事中、CC2は一部立入り禁止措置中)	○安全利用点検 (GW前)		
日常管理型	施設機能回復	排水施設清掃	土砂等が堆砂し排水機能に支障が生じる場合に除去	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて対応				
		整地・土砂除去・飛砂防止	施設の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応	○海岸利用者の安全の確保から観水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・大樹海岸(大樹町磯成地区)L=400m ・広尾海岸(広尾町CC2地区)L=460m ・広尾海岸(広尾町パンベ地区)L=312m			
		流木・漂着物除去	施設の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応				
必要経費	施設維持	施設管理委託料	津波防災ステーション、安全情報伝達施設、付属施設等の保守点検費用	○管理委託契約に基づいた保守点検を行う。 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度補修。				



①

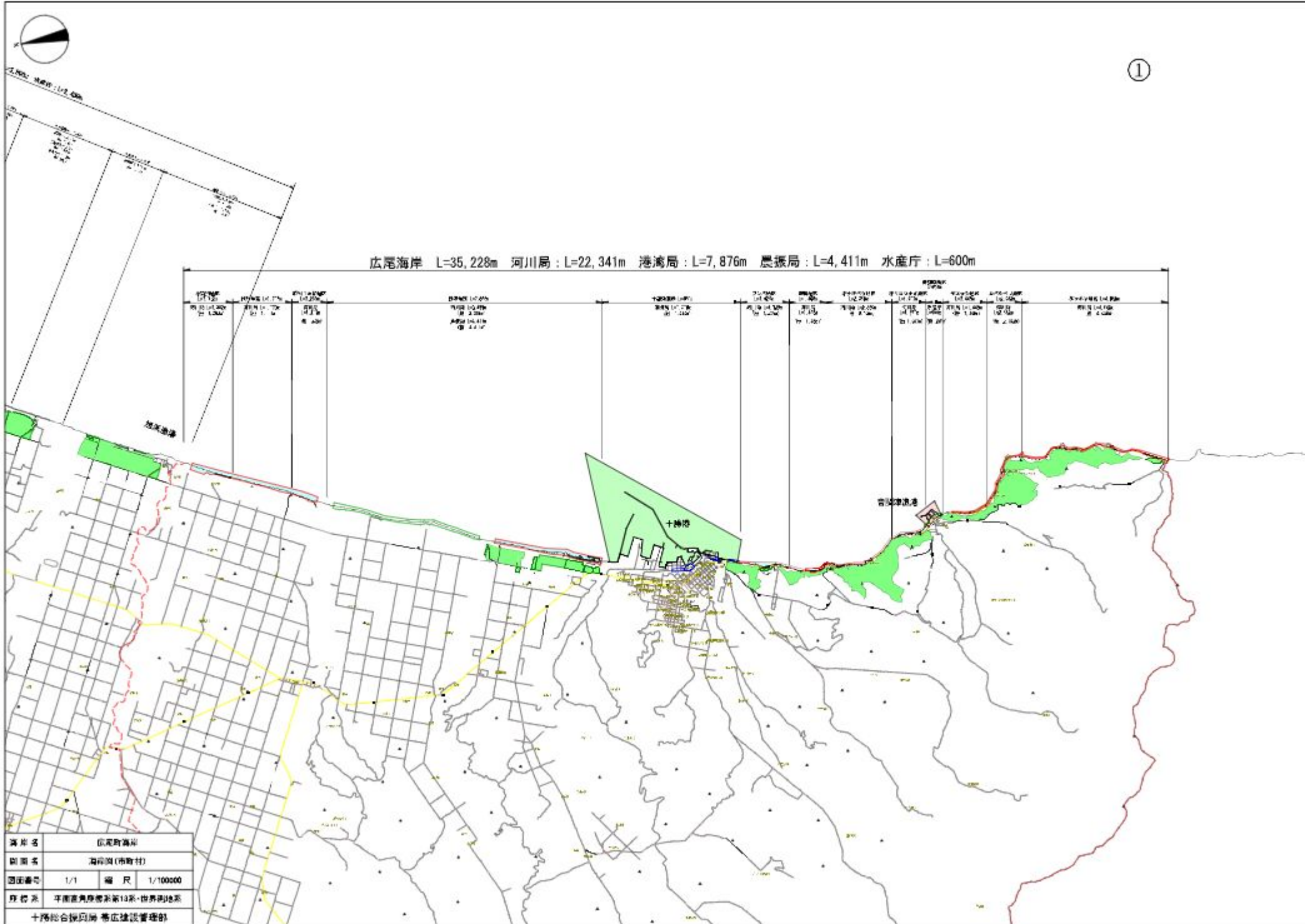
大樹海岸 L=21,394m 河川跡 L=15,464m 農道跡 L=8,500m 水産庁 L=2,430m



海岸名	大樹町海岸
町名	海神町(市町村)
図面番号	1/1 縮尺 1/70000
作成者	平面高厚度測系13系・世界測地系
十勝総合振興局 帯広建設管理部	

この図面の作成に当たっては、国土院提供の資料を用いて、関係機関の協力を得た。資料：大樹町、旭浜漁港、水産庁、国土院、測地院。

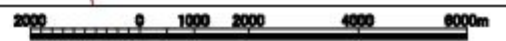




広尾海岸 L=35,228m 河川局 L=22,341m 港湾局 L=7,876m 農振局 L=4,411m 水産庁 L=600m

海岸名	広尾町海岸
計画名	海岸図(市町村)
図面番号	1/1 縮尺 1/100000
資料系	平面高厚度標高系13系・世界測地系
十路総合振興局 港広建設管理部	

この図面の作成に当たっては、国土院提供の資料に基づき、関係機関の協力を得て、調査データに基づき、作成したものであり、承認番号「131013」を記載する。



VI 資料編

1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電 話 番 号
(国の関係機関)		
帯広開発建設部	帯広市西5条南8丁目	0155-24-2901
帯広開発建設部 広尾道路事務所	広尾町並木通東2丁目5番地	01558-2-3148
(道の関係機関)		
十勝総合振興局 総合案内	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9005
十勝総合振興局 帯広建設管理部 地域調整課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9099
十勝総合振興局 帯広建設管理部 專業課	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝総合振興局	0155-26-9263
十勝総合振興局 帯広建設管理部 鹿道出張所	河東郡鹿道町南町1丁目54	0156-66-2301
十勝総合振興局 帯広建設管理部 大樹出張所	広尾郡大樹町鏡町1-6	01558-6-3141
十勝総合振興局 帯広建設管理部 足寄出張所	足寄郡足寄町下愛冠3丁目6-2	0156-25-3154
十勝総合振興局 帯広建設管理部 浦幌出張所	十勝郡浦幌町字万年286-13	015-576-2132
(市町村の関係機関)		
更別村	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2111
大樹町	広尾郡大樹町東本通33	01558-6-2111
広尾町	広尾郡広尾町西4条7丁目	01558-2-2111
幕別町(忠類支所)	中川郡幕別町忠類錦町439-1	01558-8-2111
(その他の関係機関)		
帯広警察署 (更別村・旧忠類村)	帯広市西1条北1丁目1番地	0155-25-0110
広尾警察署 (大樹町・広尾町)	広尾郡広尾町並木通東1丁目	01558-2-0110
更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2201
幕別消防署忠類支署	中川郡幕別町忠類本町112番地	01558-8-2250
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	01558-6-2199
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4	01558-2-2730

